

生駒市条例第19号

生駒市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月30日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例
生駒市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成元年12月生駒市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「生駒市土地開発公社」の次に「及び生駒市病院事業会計」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。